

市長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、市長交際費（以下、「交際費」という。）について、支出の公正及び公平を図り透明性を確保することを目的とする。

(区分及び支出範囲等)

第2条 交際費の区分及び支出の範囲等は、次の各号に掲げるとおりとし、別表に定める基準により支出するものとする。

- (1) 会費 飲食を伴う会合等に出席した場合に支出する。
- (2) 激励及び餞別 文化、スポーツ競技の関東大会以上の出場者又は海外に派遣される者に対して支出する。ただし、同一の者に支出する激励金は、年度内1回限りとする。
- (3) 土産 円滑な行政運営に係る土産代として支出する。
- (4) 香料 葬儀に係る香典として支出する。
- (5) 見舞 病気等で30日以上入院した場合に支出する。ただし、同一傷病名に対し一回限りとする。
- (6) その他 行政執行上、必要に応じて対応する。

2 前項の規定にかかわらず、宗教行事、政治的行事等に対しては支出しない。

(公表)

第3条 この基準により支出した交際費は、毎月の支出状況を市のホームページにより公表するものとする。

(その他)

第4条 この基準は、社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

- 1 平成17年4月1日施行の市長交際費支出基準は、廃止する。
- 2 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	支出の範囲	金額
会費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食を伴う会合等 2. 1に該当するもので宿泊を伴うもの 	会費相当額 上限15,000円
激励及び餞別	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化、スポーツ競技の関東大会以上に出場する個人 （市のスポーツ奨励金等が交付される場合を除く） 2. 文化、スポーツ競技の関東大会以上に出場する団体 （市のスポーツ奨励金等が交付される場合を除く） 3. 海外に派遣される者（海外青年協力隊員等） 	5,000円 10,000円 10,000円
土産	円滑な行政運営に係る土産代等	社会通念上妥当な額
香料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 副市長、教育長、公営企業管理者、議員 2. 非常勤特別職職員 3. 以前の常勤特別職、議員 4. その他市長が必要と認める者 	5,000円
見舞	<ol style="list-style-type: none"> 1. 副市長、教育長、公営企業管理者、議員 2. 非常勤特別職職員 3. その他市長が必要と認める者 	5,000円

※その他 行政執行上、必要に応じて対応する。